

平成30年度 助成施設選定における基本方針

一般社団法人 京都馬主協会

助成の対象団体

- 社会福祉法人
- 公益財団法人、公益社団法人(社会福祉事業を行うもの)
- 特定非営利活動(NPO)法人(社会福祉事業を行うもの)※
※所在地の社会福祉協議会の推薦を受ける必要があります

助成施設について

- 同一法人より複数施設の申請があった場合、法人内で調整し緊急度の高い施設に絞る
- 資金的に余裕のない法人を優先する
- 助成事業に対する社会的認知度を高めるため、一般の人の目に触れる車両等を重点的な助成物件とする

事業内容について

施設利用者の処遇に関わるものとする

- 優先順位
 - 1) 工事の場合は施設の改修。備品の場合は更新・買い替え
※但し、原則として10年以上経過が必要
 - 2) 工事の場合は施設の設置、拡充。備品の場合は新規購入
※備品は10万円以上で、5年間管理できる物品とする
対象外備品……医療機器、パソコンのソフト、保育園の通園バス
※借家は対象外とする

助成金額・率の基準について

- 助成金額……要望の必要性・重要性に応じて決定
下限……10万円
- 助成率の上限……総事業費の75%以内(万円単位)
- 車両について……更新の場合は、原則として基準(10年以上又は10万Km以上)必要
- 特殊浴槽について……更新の場合は、10年以上使用。
(仕様により各業者統一し仕様区分の最低事業費より助成金を決定)

助成歴について

- ◎ 原則として、同一法人の施設に対する連続助成は行わない
- 優先順位を次の通りとする(過去5年間の法人の中央競馬馬主社会福祉財団助成分に対し)
 - 1) 過去助成歴がない法人
 - 2) 助成金総額、助成回数の少ない法人